

総評相第178号

平成20年8月26日

社会保険庁運営部長 殿

総務省行政評価局長

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったが、保険料の納付期日に妻が体調を崩し、看病等を行っていたため、保険料を納付することができず、翌日に納付したところ、後日、社会保険事務所から任意継続被保険者の資格喪失の通知と保険料の還付請求書が届いた。納付が1日遅れただけで、一方的に資格を喪失するのは納得できないことから、社会保険事務所に出向いて説明を求めたが、制度上そのようになっており、仕方がないとのことであった。しかしながら、やむを得ない事情がある場合においては、納付期日を過ぎて納付した場合においても資格を喪失しないようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、健康保険の任意継続被保険者に係る資格得喪事務的確化及び同被保険者の保険料納付に係る利便性の向上を図る観点から、保険料を納付期日までに納付しなかったときでも、例外的に被保険者の資格を喪失することのない場合について規定する健康保険法（大正11年法律第70号）第38条第3号の「正当な理由」について、具体化・明確化等を行う必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴庁の検討結果等について、平成20年9月30日までにお知らせください。

【別 紙】

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善

1 健康保険の任意継続制度

健康保険の被保険者は、退職等によりその資格を喪失した場合、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項及び第 37 条第 1 項に基づき、資格喪失日の前日まで継続して 2 か月以上被保険者であった場合には、資格喪失日から 20 日以内に、保険者（政府及び健康保険組合）に申し出ることにより、健康保険の任意継続被保険者となることができる。

任意継続被保険者は、法第 164 条第 1 項ただし書に基づき、社会保険事務所から月初めに送付される納付書により、毎月 10 日までに、保険料を納付することとされており、当該期日までに保険料を納付しなかった場合には、法第 38 条第 3 号に基づき、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めるときを除き、納付期日の翌日から任意継続被保険者の資格を喪失することになっている。

この保険料の納付方法として、管轄の社会保険事務所での窓口納付のほか、日本銀行歳入代理店となっている金融機関を通じての振込み及びインターネットバンキング等による電子納付が認められている。

なお、社会保険庁では、保険料の納付遅延を防止する措置等として、納付期日等についての説明を記載した「健康保険任意継続被保険者のしおり」と題するチラシを作成し、全国の社会保険事務所で配布しているほか、同庁のホームページにおいても、これと同一のものを掲載している。

2 保険料を納付期日までに納付しなかった場合における取扱いの妥当性

（1）納付遅延の場合の取扱い

納付期日までに保険料を納付しなかった場合は、上記 1 のとおり、原則として、納付期日の翌日から任意継続被保険者の資格を喪失するが、納付遅延について「正当な理由」があると保険者が認めるときは、法第 38 条第 3 号に基づき、例外的に任意継続被保険者の資格を喪失しないこととされている。

この「正当な理由」については、「老人保健法の施行に伴う健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の事務取扱いについて」（昭和 58 年 2 月 1 日保険発第 19 号・庁保険発第 4 号厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・船員保険課長から、都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あて通知。以下「昭和 58 年通知」という。）において、「通常、天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合に納付期日までに保険料の納付がなかったときが考えられる」とされている。

（2）各社会保険事務所における「正当な理由」の有無に関する判断の状況

社会保険庁は、平成 18 年 10 月に、各社会保険事務所に対し、昭和 58 年通知の趣旨の徹底を図り「正当な理由」については厳格に適用するよう指示したとしている。

平成 18 年 10 月から 20 年 6 月までの間に当省に寄せられた、本件を含む保険料の納付遅延を原因とする任意継続被保険者の資格の喪失に関する行政相談 16 件について、納付遅延時における「正当な理由」の有無に係る各社会保険事務所の判断内容をみると、例えば、病気療養中の家族の介護（付添い等）を理由とする場合について、本件のように「正当な理由」に該当しないと判断している例がみられる一方で、同様の事実について「正当な理由」に該当すると判断し、後日、保険料が納付されることにより被保険者資格の継続を認めている例がみられる。また、「帰省中で失念していた」、「納付期日について誤解していた」など自己の責に帰すべき事由に相当するとみられるものについては、総じて「正当な理由」に該当しないと判断しているが、社会保険事務所から送付されることとなっている納付書が期間内に送付されないために納付遅延となっている場合であっても、「正当な理由」に該当するか否かについて判断が分かれている例もみられるなど、納付を遅延した場合における「正当な理由」の有無についての各社会保険事務所の判断は区々となっている。

「正当な理由」の有無の判断が、社会保険事務所によって異なることは、任意継続被保険者の立場からみて適当ではなく、今後も生じ得る様々な事案に的確に対応するため、「正当な理由」の内容をより具体化・明確化することが必要となっている。なお、具体化・明確化に際しては、本件申出事案のように急を要する家族の病気看護を理由とするような場合について、単に期日を失念していたような自己の責に帰すべき事由に相当する場合と

同じように「正当な理由」に該当しないとすることに合理性があるとは考えられず、納付期間が10日間という短期間であることも斟酌すると、こうした取扱いは、妥当性を欠くということについて、十分考慮する必要がある。

3 保険料の納付期間の妥当性

前記1のとおり、任意継続被保険者は、毎月1日から10日までの10日間に保険料を納付しなければならないが、その間には必ず、各社会保険事務所で窓口納付や金融機関での振込納付ができない土曜日及び日曜日がそれぞれ少なくとも1日ずつ含まれているため、窓口納付等をしようとする場合、納付書が社会保険事務所から任意継続被保険者へ毎月1日までに送達されていても、実質的な納付期間は最高で8日間しかなく、祝祭日がある場合には、さらに短くなることもある。

また、各社会保険事務所では、上記納付書の送達について、毎月1日までに任意継続被保険者へ到着するよう手配しているとしているが、仮にその到達が遅れたとしても、遅れた分だけ納付期間を延長することはない。

なお、毎月の保険料の納付期間を10日としていることについて、社会保険庁は、①任意継続被保険者の場合は本人が直接保険料を納付するため、事業主が納付する場合のような納付事務に要する期間を考慮する必要が少ないこと、②かつての厚生年金の任意継続制度の納付期間も10日であったことを考慮した結果であるとしている。

しかしながら、当省に寄せられている行政相談についてみると、社会保険事務所の中には、納付期間が開始する1日になっても上記納付書が任意継続被保険者に到着していない例や全納付期間にわたり到着しなかった例がみられるとともに、このような納付書到着の遅延により納付期日までに納付できなかった場合であっても、「正当な理由」に該当しないと判断され任意継続被保険者の資格を喪失するなど、利用者の立場からみて適当でない例がみられることも斟酌すると、現行の10日間という期間設定の妥当性について検討の必要があるものと考えられる。

本件健康保険の任意継続制度と類似の制度が設けられている国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合においては、任意継続被保険者の保険料の納付期日について、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第

52 条第 2 項、又は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 49 条第 2 項により、いずれもその月の前月末日までと規定されており、毎月の保険料の納付期間は、前月 1 日から末日までの 1 か月間となっているが、これらとの比較においても、健康保険の場合の 10 日間という納付期間は、極めて短期であると認められる。

4 保険料の納付方法の妥当性

さらに、利用者の立場からみた場合、現行の保険料の納付方法の中には、国民年金の保険料等他の国庫金の納付方法において広く認められている口座振替が認められていない。なお、同じ健康保険制度の中で、健康保険組合管掌健康保険においては、各健康保険組合の判断により、政府管掌健康保険と同様の納付方法のほか、口座振替の取扱いを実施している組合がみられる。

上記 1 のとおり、社会保険庁ではチラシやホームページにより、納付期日等について周知を行い、社会保険事務所によっては、このほかに、納付期日を明記した周知文書を独自に作成し、毎月の保険料納付書とともに任意継続被保険者あてに送達しているところもあるが、本件を含めた保険料の納付遅延に関する行政相談が繰り返し当省に寄せられているように、上記のような周知が保険料の納付遅延を防止する措置として絶対的なものとは言い難く、よって、納付遅延の防止を図り、今後同種の事案の再発を防止するとともに、利用者の利便性向上を図る観点からも、健康保険の任意継続制度において口座振替の導入を検討する必要があると認められる。

したがって、社会保険庁は、健康保険の任意継続被保険者に係る資格得喪事務の的確化及び同被保険者の利便性の向上を図る観点から、次の点について検討の上、所要の措置を講ずる必要がある。

- ① 保険料を納付期日までに納付しなかったときでも、例外的に被保険者の資格を喪失することのない場合について規定する健康保険法第 38 条第 3 号の「正当な理由」について、各社会保険事務所によりその有無の判断が区々とならないよう配慮し、その際には、固定的・杓子定期的に解することなく、客観的にやむを得ないものを整理・明確化して、各社会保険事務所に対して具体的に示す必要がある。
- ② 保険料の納付期間について、現状を踏まえ、被保険者が保険料を納付する

上で合理的な期間が確保されるよう見直す必要がある。

また、保険料納付に必要な納付書の送達については、納付期間の開始前までに任意継続被保険者に確実に到達するような措置を講ずる必要がある。

- ③ 保険料の納付方法について、口座振替の導入等多様化を図る必要がある。